

平成 29 年度 神崎市職員採用統一試験公告

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年度神崎市職員採用試験を次のとおり実施します。

なお、第一次試験は、佐賀県内の市町・一部事務組合と統一して実施し、第二次試験は本市において行います。

平成 29 年 7 月 6 日

神崎市長 松本 茂幸

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定	職務内容
一般事務	2 人	一般事務に従事
一般事務（身体障がい者）	1 人	一般事務に従事
保育士	3 人	保育士としての業務

2 受験資格

○一般事務

- ・平成 2 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた人
（学歴は問いません）
- ・採用後に神崎市内に居住することができる人

○一般事務（身体障がい者）

- ・昭和 57 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた人
（学歴は問いません）
- ・身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受け、その障
がいの程度が 1 級から 6 級までの人
- ・自力による通勤ができる人
- ・介護なしに職務の遂行が可能な人
- ・活字印刷文による出題及び口頭による面接に対応できる人
- ・採用後に神崎市内に居住することができる人

○保育士

- ・保育士免許所持者又は平成30年3月31日までに同免許取得見込みの人で、昭和57年4月2日以降に生まれた人
- ・採用後に神埼市内に居住することができる人

ただし、次の各号に該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 本市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について行います。

(1) 第一次試験

ア 試験日

平成29年9月17日（日曜日）午前9時30分集合

教養試験 10時から12時まで

適性検査 12時20分から12時40分まで

イ 試験会場

佐賀市緑小路1番1号

佐賀県立佐賀工業高等学校

※応募者多数の場合、会場を変更することがあります。

ウ 試験の方法

高等学校卒業程度で次のとおり行います。

(a)教養試験

一般的知識及び知能について、五肢択一式問題（40問）による筆記試験を行います。（試験時間は2時間）

(b)適性検査

公務員に求められる資質に関し、性格傾向の面からみる一般性格診断検査（150問）を行います。（試験時間は20分）

エ 第一次合格者発表

平成29年10月上旬（予定）に、合格者を本市役所掲示板に掲示するほか、本人に通知します。

(2) 第二次試験

ア 日時及び会場

平成29年10月下旬から11月上旬に行う予定です。
日時及び会場は、第一次試験合格者に通知します。

イ 試験の方法

- ・ 面接試験
- ・ 作文試験
- ・ 健康確認

健康確認は、医師の健康診断書により確認させていただきますので、当日ご持参ください。

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

(4) 最終合格者発表

平成29年10月下旬から11月上旬に、合格者を本市役所掲示板に掲示するほか、本人に通知します。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、それぞれ試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。名簿の有効期間は、平成30年4月1日から原則として1年間とします。

なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。

(2) 採用は、欠員補充等必要が生じた場合に行うこととなりますが、成績が下位の場合等は採用が遅れたり、採用されない場合もあります。

5 給与

給与は、「神崎市職員の給与に関する条例」に基づき支給されるほか、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、その他の手当が該当者に支給されます。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込書等の請求

申込書及び試験案内は、神崎市役所総務課又は千代田支所及び脊振支所の各総合窓口課で交付します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、必ず120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を同封してください。

(2) 申込先及び申込手続

申込書に必要事項を記入し62円切手を貼り、写真欄には6月以内に撮影した本人の写真を貼って、神崎市役所総務課に提出してください。

保育士の場合は、保育士免許取得の確認をさせていただきますので関係書類を必ず持参ください。同免許取得見込みの場合は、保育士資格取得見込証明書等を持参してください。（コピーを取らせていただきます。）

一般事務（身体障がい者）の場合は、身体障害者手帳の確認をさせていただきますので手帳を持参してください。（コピーを取らせていただきます。）

郵送による場合は、身体障害者手帳の写しを同封してください。

(3) 受付期間

平成29年7月18日（火曜日）から8月18日（金曜日）まで、土・日曜日（祝祭日）を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※郵送の場合は、消印の日付けが平成29年8月18日（金曜日）までのものに限り受け付けます。

7 問い合わせ先

〒842-8601

佐賀県神崎市神埼町神埼410番地

神崎市役所 総務企画部 総務課 人事係

電話 0952-37-0100(直通)